

7 消 費 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に終了した課税期間に係る消費税の課税事績をそれぞれ示したものである。

2 消費税の概要

(1) 消費税の創設

昭和63年度の税制の抜本改革の一つとして、消費税が創設され、平成元年4月1日から適用された。

(2) 納税義務者

国内取引・・・課税資産の譲渡等を行う事業者

輸入取引・・・課税貨物を保税地域から引き取る者

(3) 課税標準

国内取引・・・課税資産の譲渡等の対価の額

輸入取引・・・保税地域からの引取価格

(4) 税率

消費税の税率は、標準税率7.8%、軽減税率6.24%である。

(注1) 軽減税率の対象は、酒類を除く飲食物品及び週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）の譲渡である。

(注2) 消費税率について、平成26年3月31日までの取引及び税率に関する経過措置の適用があるものについては4%、平成26年4月1日から令和元年9月30日までの取引及び税率に関する経過措置の適用があるものについては6.3%である。

(5) 税額の計算

国内取引・・・納付税額＝課税期間中の課税売上げに係る消費税額－課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額

輸入取引・・・納付税額＝保税地域からの引取価格×消費税率

(注) 課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額について、令和5年10月1日からは、帳簿及び適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となった。

(6) 申告及び納付

国内取引・・・課税期間（個人事業者＝暦年、法人＝事業年度）の終了後2か月以内に確定申告書を提出し、納付する。

(注) 個人事業者の申告・納付期限は、翌年の3月31日までとなっている。

輸入取引・・・課税貨物を保税地域から引き取る時まで、輸入申告書を提出し、納付する。

(7) 免税取引及び非課税取引（国内取引分）

イ 輸出取引は、免税とされている。

ロ 非課税取引の主なもの、次のとおりである。

消費税の性格上、課税することになじまないもの	①土地の譲渡及び貸付け、②公社債や株式の譲渡、③利子、保険料、保証料、④郵便切手、印紙等の譲渡、⑤商品券の譲渡など
社会政策的な配慮に基づくもの	①社会保険医療等、②社会福祉法に規定する社会福祉事業等、③学校教育法に規定する学校の授業料、入学検定料、④住宅の貸付けなど

(8) 事業者の納税事務負担を軽減するための措置等（国内取引分）

イ 納税義務の免除

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。ただし、次のいずれかに該当する場合には、納税義務は免除されない。

(イ) 適格請求書発行事業者である場合

(ロ) 課税事業者選択届出書を提出した場合

(ハ) 特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合

(注) 特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできる。

(ニ) 基準期間がない法人（社会福祉法人を除く。）のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人

ロ 簡易課税制度

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付税額を計算できる簡易課税制度の適用を受けることができる。

(算式) 納付税額＝課税期間の課税売上高×消費税率×（1－みなし仕入率）

ハ 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に80%を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の20%とすることができる。

(注) 上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については適用しない。